

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について（協議）

以下のとおり、地域内フィーダー系統確保維持計画の認定申請を行う。

※函館運輸支局提出後、国からの指示等に伴う申請内容の軽微な修正・補正等については、事務局に一任願います。

様式第1-6（日本産業規格A列4番）

北公活協第 号
令和5年6月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 北斗市地域公共交通活性化協議会
住 所 北斗市中央1丁目3番10号
代表者氏名 会長 齋藤 征人

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

令和5年6月30日

（名称）北斗市地域公共交通活性化協議会

<p>生活交通確保維持改善計画の名称</p>
<p>北斗市地域内フィーダー系統確保維持計画</p>
<p>1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性</p>
<p>北斗市と函館市の結びつきは、経済面・生活面で強く、通勤・通学・通院等を目的とし、北斗市と函館市間の移動ニーズは高い。</p> <p>広域幹線（地域幹線系統）としての道南いさりび鉄道・JR北海道・函館バス（上磯線、大野線、郊外路線）を有効活用し、北斗市から函館方面への公共交通のアクセスの強化（7～8時台に函館市内到着を可能とする速達性・利便性の向上）を図ることで、公共交通の持続性を確保しなければならない。</p> <p>幹線補完旅客輸送サービス（フィーダー系統）として運行している新函館北斗駅・上磯線は、通学需要や、広域幹線（地域幹線系統）との接続強化が課題となっている。</p> <p>既存の公共交通で補完できない地域については、自家用自動車以外の選択肢がタクシーのみとなっており、それを原因とした免許返納の躊躇が想定されている。免許返納後は、バスに期待する声が多く、持続可能な交通とする観点（費用と需要のバランス）での新たなフィーダー系統の運行を検討した。</p> <p>以上を踏まえ、一定程度の人口が集中するも、広域幹線（地域幹線系統）・市内幹線（フィーダー系統）では補完できないエリアについて、買い物や通院といった日常生活に必要な移動を捉えた効率的な運行が可能な巡回ワゴン（運転手を含む10人乗り程度）を導入するため、地域公共交通確保維持事業を活用し、新たなフィーダー系統としての運行を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
<p>2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果</p>
<p>（1）事業の目標</p>
<p>巡回ワゴン収支率20%以上を目指す。</p> <p>（北斗市地域公共交通計画 p.128 参照）</p>
<p>（2）事業の効果</p>
<p>新たなフィーダー系統として巡回ワゴンを運行することにより、交通不便地（茂辺地、石別、三好、水無、桜岱、添山、押上、大工川、稲里、白川、細入、開発地区）に住む高齢者等の買い物や通院といった日常生活に必要な不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、高齢者等の外出機会の創出や健康増進のほか、上磯駅前商店街の活性化等にもつながる。</p>

<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運行ルート沿線町内会等での説明会開催（北斗市） ・ 巡回ワゴンマップ・時刻表の作成・配布（北斗市） ・ 免許返納者向けサービス提供（北斗市） ・ わかりやすい路線図・時刻表の作成・配布（北斗市） ・ 上磯駅前商店会等によるサービス提供（事業者） <p>（北斗市地域公共交通計画p.123～126 参照）</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</p>
<p>地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る巡回ワゴンについて、その運行に係る費用のうち、北斗市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
<p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p>
<p>株式会社新星ハイヤー</p>
<p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</p>

【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

① 車両の代替による費用削減等の内容

※該当なし

② 代替車両を活用した利用促進策

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

※該当なし

（２）事業の効果

※該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

21. 協議会の開催状況と主な議論

- 平成30年11月5日（第1回）
 - ・協議会設立、役員選任、北斗市の公共交通等の現状について、市民アンケート結果（分析）について、先進自治体の事例について、新たな公共交通の基本的な考え方について協議。
- 平成30年11月27日（第2回）
 - ・新たな交通モードの検討について、新たな交通モードを持続可能とするための取組、利用促進策について協議。
- 令和2年5月22日（第3回）
 - ・委員変更等について、設置要綱改正について、役員選任、協議経過について、事業計画案・予算案について協議。
- 令和2年8月26日（第4回）
 - ・委員変更等について、設置要綱改正について、北斗市地域公共交通計画（案）の諮問について、地域公共交通調査事業の実施概要について協議。
- 令和2年12月16日（第5回）
 - ・委員変更について、役員選任、地域公共交通計画について協議。
- 令和3年1月27日（第6回）
 - ・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について、地域公共交通計画について協議
- 令和3年2月22日（第7回）
 - ・地域公共交通計画について協議
- 令和3年3月18日・4月23日・5月18日
 - ・ワーキンググループを開催し、巡回ワゴン運行計画案について協議。
- 令和3年5月27日（第8回）
 - ・巡回ワゴン運行計画について承認
（令和3年5月27日 書面協議にて、全ての構成員から承認を得られた。）
- 令和3年6月23日（第9回）
 - ・地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について承認
（令和3年6月23日 書面協議にて、全ての構成員から承認を得られた。）
- 令和3年8月17日（第10回）
 - ・巡回ワゴン実証運行（バス停デザイン等）について報告。
- 令和4年4月28日（第11回）
 - ・委員変更について、令和4年度事業計画（案）及び予算（案）について、北斗市巡回ワゴン運行車両のバリアフリー要件適用除外認定（案）について承認。
（令和4年4月28日 書面協議にて、全ての構成員から承認を得られた。）
- 令和4年6月21日
 - ・ワーキンググループを開催し、巡回ワゴン運行計画案について協議。
- 令和4年6月28日（第12回）
 - ・地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請について承認
- 令和5年1月20日（第13回）
 - ・地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価の実施について承認
- 令和5年3月27日、5月16日
 - ・ワーキンググループを開催し、巡回ワゴン運行計画案について協議。
- 令和5年5月23日（第14回）
 - ・委員変更について、役員の選任について、令和4年度事業報告及び決算報告について、令和5年度事業計画（案）及び予算（案）について、巡回ワゴンの運行見直しについて、函館バス18系統茂辺地線の廃止に伴う対応について承認。

※今回の第15回協議会（書面開催）協議結果について追記

22. 利用者等の意見の反映状況	
巡回ワゴン実証運行後、 <ul style="list-style-type: none"> ・バス停区間別利用者数の把握 ・収支のモニタリング・評価を実施 ・利用者アンケートを実施 ・沿線住民ヒアリング等 により、利用者等の意見把握に努め、利用者等の意見をもとに運行計画の改善を図る。	
23. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	北海道渡島総合振興局地域創生部地域政策課新幹線推進室
関係市区町村	北斗市総務部企画課
交通事業者・交通施設管理者等	函館バス株式会社、株式会社新星ハイヤー、道南いさりび鉄道株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、函館地区ハイヤー協会、函館地区バス協会、北海道渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課施設保全室、函館中央警察署
地方運輸局	北海道運輸局函館運輸支局
その他協議会が必要と認める者	函館地区交通運輸産業労働組合協議会事務局長、北斗市社会福祉協議会会長、北斗市町会連合会長、北斗市PTA連合会長、北斗市老人クラブ連合会長、茂辺地町内会長、利用者代表、上磯駅前商店会長、七重浜商店会長、本町商店街振興会長、北斗医会長、北海道教育大学函館校准教授、函館工業高等専門学校准教授

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北斗市中央1丁目3番10号
 (所 属) 北斗市総務部企画課企画係
 (氏 名) 村田 貴一
 (電 話) 0138-73-3111 (内線235)
 (e-mail) murata_kiichi@city.hokkaido-hokuto.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和6年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	經由地 営業区域	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7の み)
北斗市	株式会社新星ハイヤー	(1) 茂辺地・石別線	灯台入口	富川会館 前	北斗市役 所	往 18.7km 復 18.7km	94 日	94.0 回		路線定期運行	①・②(1)	・道南いさりび鉄道と清川口駅で接続。 ・函館バスと富川会館前で接続。	③
		(2) 上磯線①	押上	北斗市役 所	上磯駅前 商店街	往 4.4km 復 4.4km	94 日	94.0 回		路線定期運行	①・②(1)	・道南いさりび鉄道と清川口駅で接続。 ・函館バスと北斗消防署で接続。	③
		(3) 上磯線②	三好会館	上磯駅前 商店街	北斗市役 所	往 7.6km 復 7.6km	94 日	94.0 回		路線定期運行	①・②(1)	・道南いさりび鉄道と上磯駅で接続。 ・函館バスと北斗消防署で接続。	③
		(4) 大野線①	稲里	総合分庁 舎前	せせらぎ 温泉	往 7.3km 復 7.3km	100 日	100.0 回		路線定期運行	①・②(1)	・函館バスと総合分庁舎前で接続。	③
		(5) 大野線②	長橋	せせらぎ 温泉	総合分庁 舎前	往 5.0km 復 5.0km	100 日	100.0 回		路線定期運行	①・②(1)	・函館バスと総合分庁舎前で接続。	③
		(6) 大野線③	東開発	せせらぎ 温泉	総合分庁 舎前	往 9.7km 復 9.7km	100 日	100.0 回		路線定期運行	①・②(1)	・函館バスと総合分庁舎前で接続。	③
		(7) 一般乗合(石別地区)		北斗市当別 全域、三ツ 石全域		往 km 復 km	0 日	0.0 回		区域運行	①・②(1)	・道南いさりび鉄道と渡島当別駅で接続。 ・函館バスと渡島ココロ二一入口で接続。	①
						往 km 復 km	日	回					
					往 km 復 km	日	回						
					往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「經由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載す。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	北斗市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	16,246
交通不便地域	44,302

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
44,302	北斗市全域	半島振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
北斗市地域公共交通計画	R3.3.31	R4

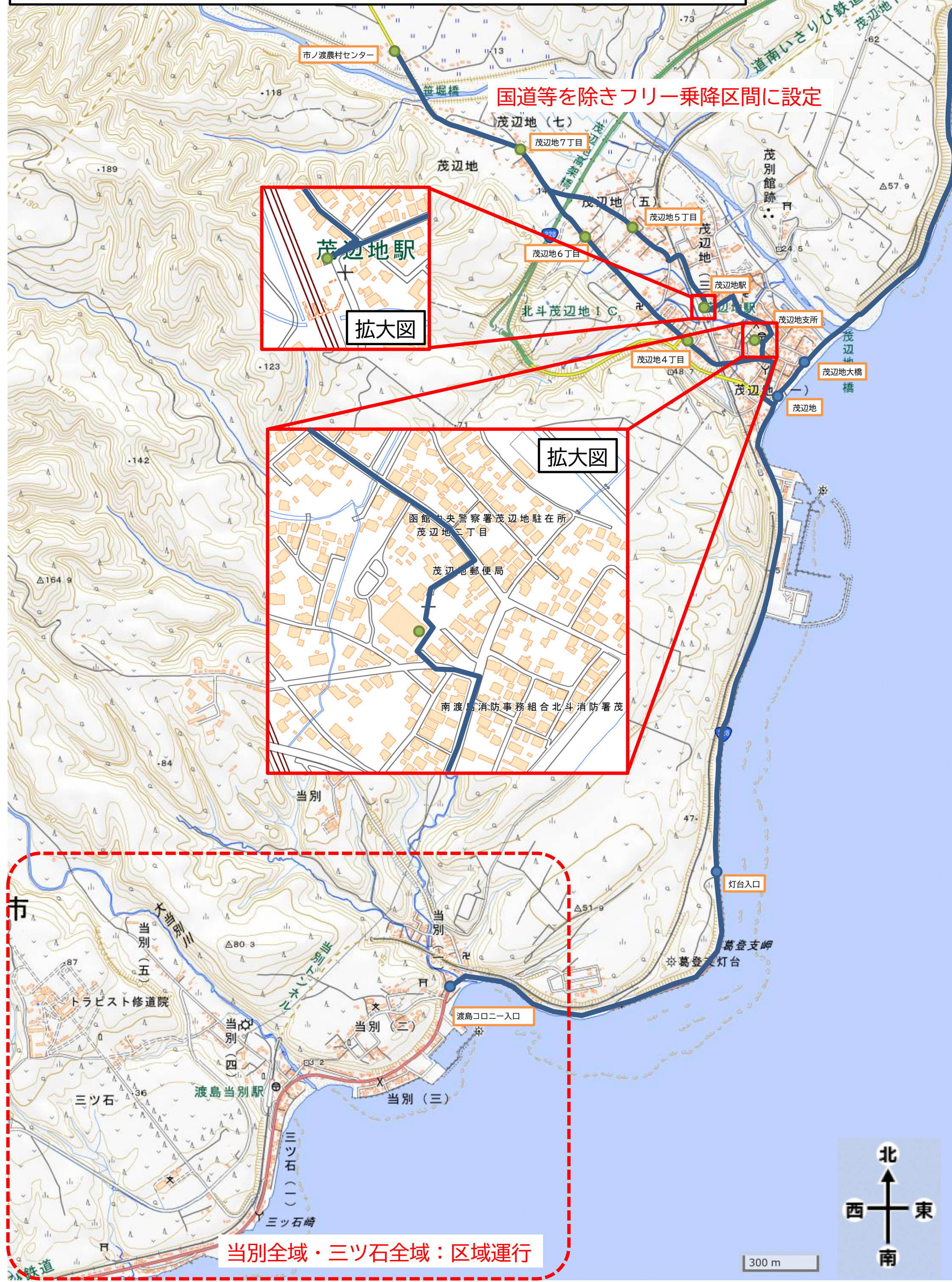
(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（口②（1））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7（口②（2）（実施要領の2.（1）⑭））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

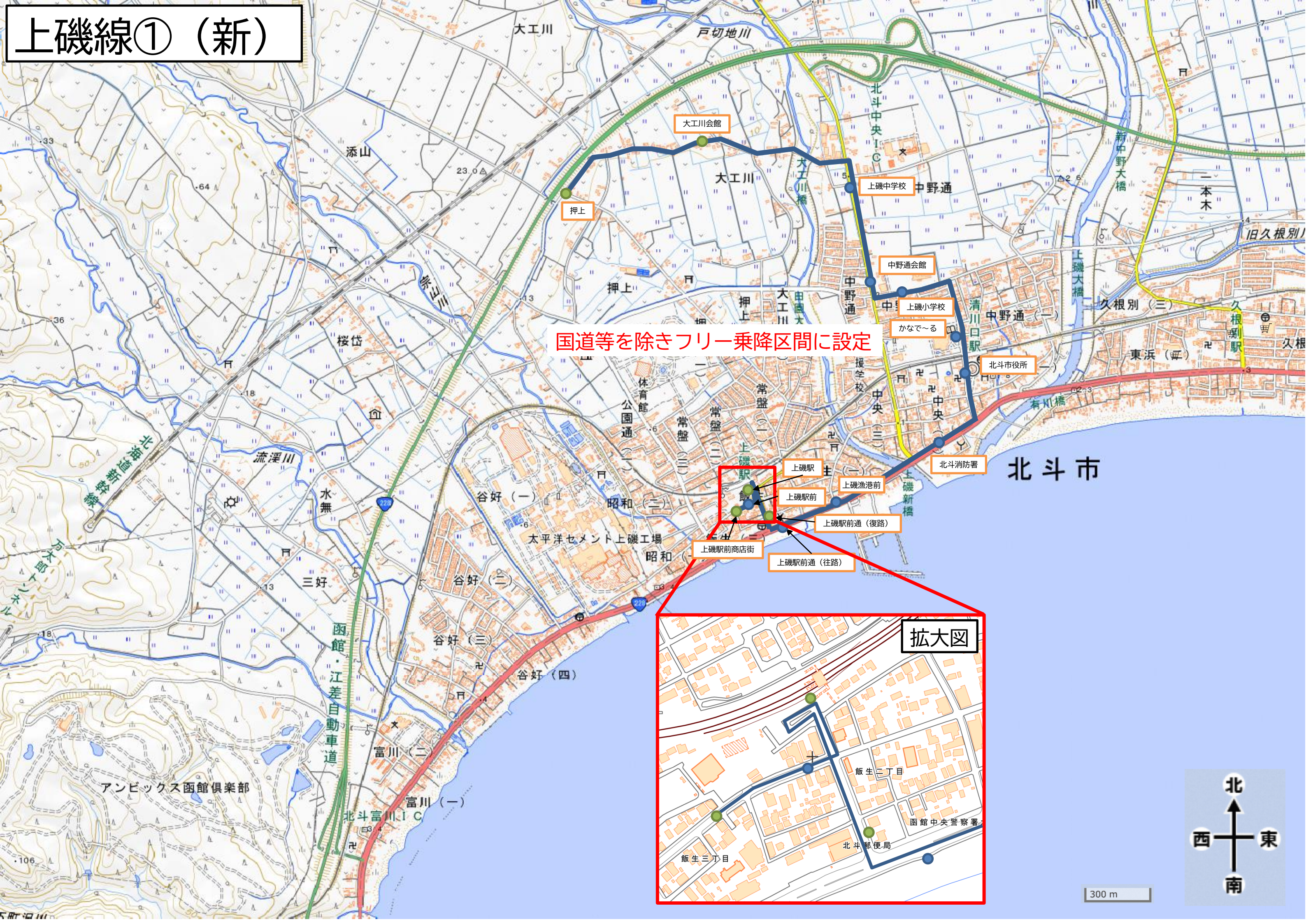
(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

茂辺地・石別線 運行系統図① (新)



上磯線① (新)



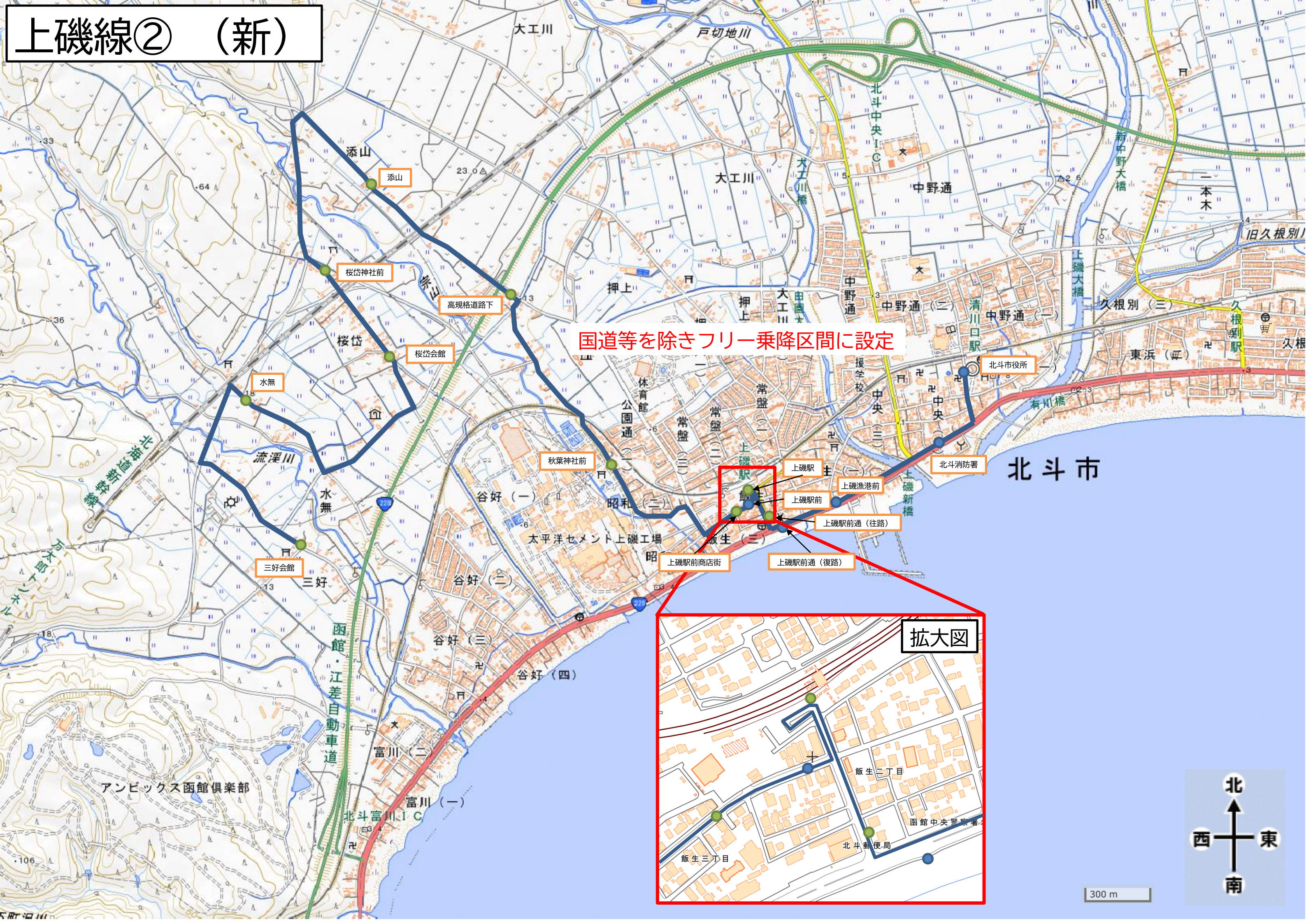
国道等を除きフリー乗降区間に設定

拡大図

300 m



上磯線② (新)



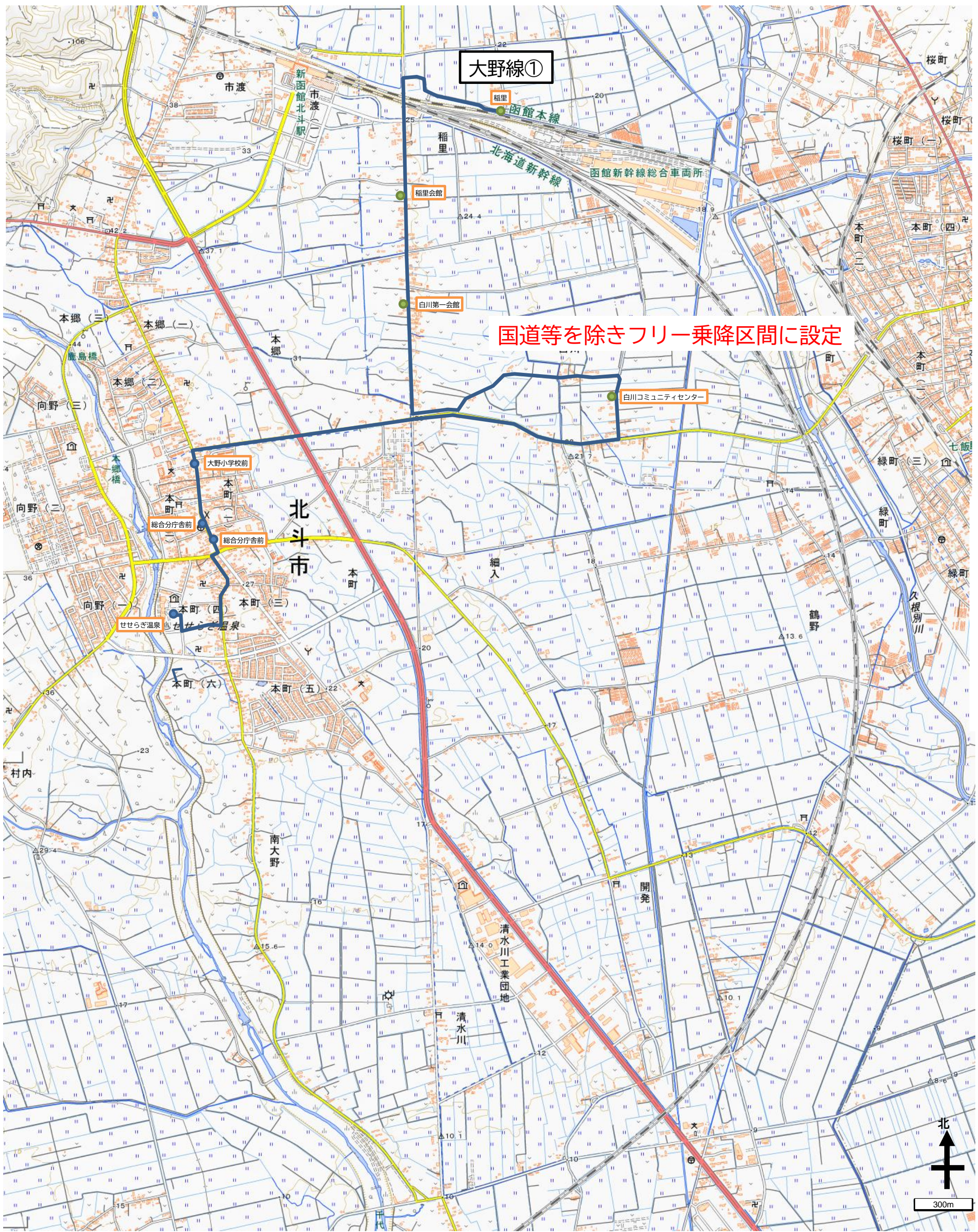
国道等を除きフリー乗降区間に設定

拡大図

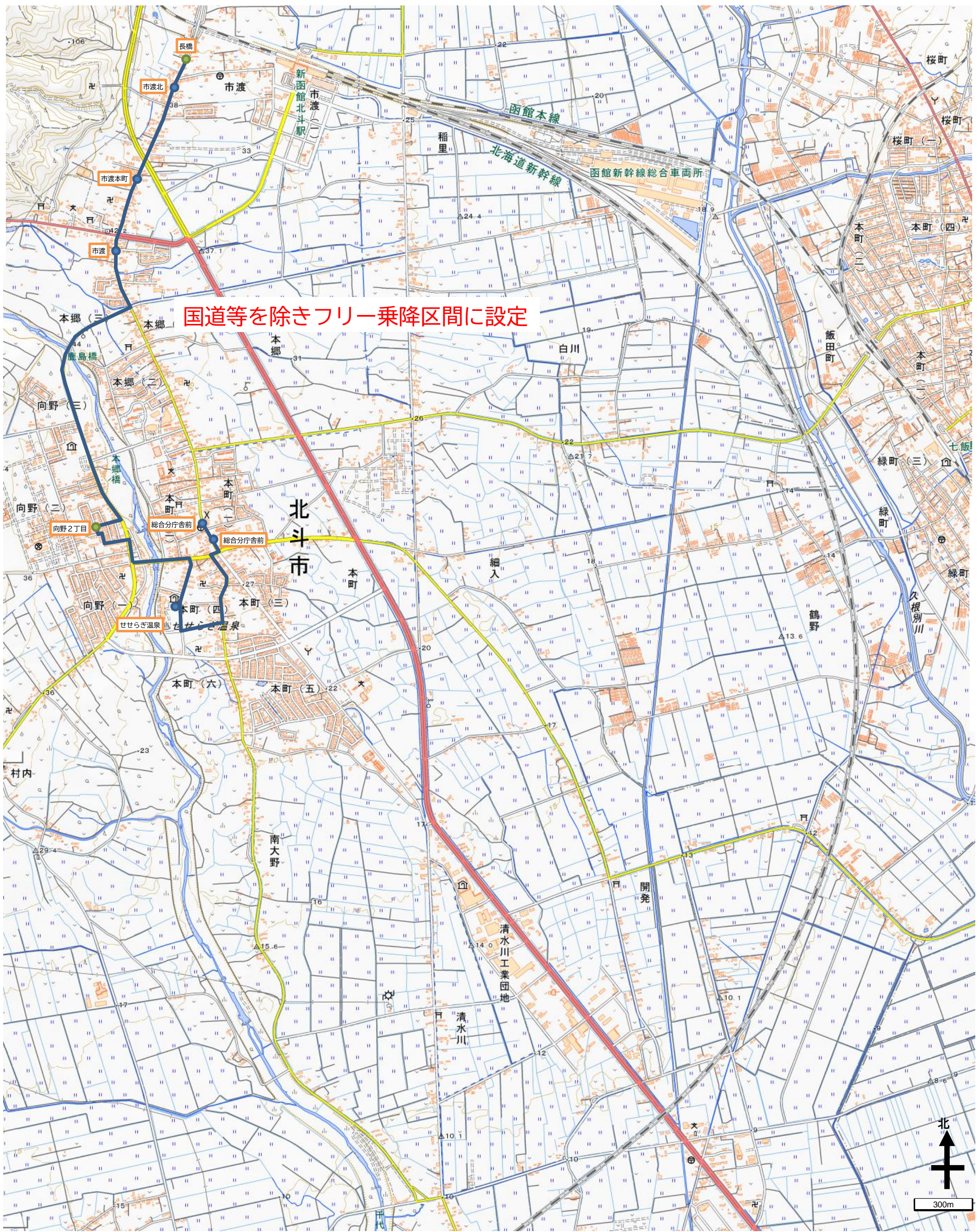
300 m



大野線① 運行系統図 (新)



大野線② 運行系統図 (新)



大野線③ 運行系統図 (新)



国道等を除きフリー乗降区間に設定

